

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、福岡県知事から公共測量の作業の終了について次のとおり通知があった。

平成30年4月20日

佐賀県知事 山口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量(平成29年度地盤沈下観測調査一級水準測量)
- 2 終了年月日 平成30年3月23日
- 3 作業地域 佐賀市